

窓口キャッシュレス決済導入業務委託仕様書

1 業務名

窓口キャッシュレス決済導入業務委託

2 目的

窓口における各種証明書手数料及び施設利用料等の支払いにおいてキャッシュレス決済を導入するために、POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末等必要な機器の調達、設定及び各窓口への設置等を委託することを目的とする。

3 業務概要

- (1) キャッシュレス決済に必要な機器等を調達し、各導入窓口に設置の上、運用に必要な設定登録及び職員への研修を行うこと。
- (2) キャッシュレス決済に係る指定納付受託者業務の準備を行うこと。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 導入場所及び導入数

別紙1のとおり

インターネット回線が必要な場合は、発注者が別途整備を行う。
通信に係る費用は、発注者が負担する。

6 導入スケジュール（予定）

スケジュール	内容
令和6年6月上旬	契約
令和6年6月上旬～9月	機器調達、納品、設定、職員研修
令和6年10月上旬	キャッシュレス決済開始

7 調達機器等

以下のとおりとする。なお、No.1～3までの機器については、有線又は無線により接続し、POSレジ用タッチパネル対応端末の操作と連携して、それぞれの機器が保有する機能が発動すること。

No	機器	要件
1	POSレジ用タッチパネル対応端末	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の場合は、1台につき充電機1個を付属すること。また、1台につきタブレットスタンド1台を付属すること。 ・「8 キャッシュレス決済」に示すキャッシュレス決済手段に対応する決済端末とデータ連携が可能であること。 ・窓口設置時には、No.2「POSレジアプリケーション」をインストールし、手数料等の種類及び金額を登録した上、POSレジとして使用できるようにすること。
2	POSレジアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・No.1「POSレジ用タッチパネル対応端末」に適合し、動作保証されていること。 ・キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。 ・バグ修正等のバージョンアップや保守に無償で対応すること。 ・POSレジ集計データは、クラウドサーバーに最低2年間は保管されること。 ・手数料等の種類は、商品部門別の区分設定を行うことができるなど、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、手数料等の追加等の設定が容易にできること。 ・キャッシュレス決済データとの連携機能を有すること。 ・集計されたデータは、POSレジ設置場所ごとに手数料等の種類、決済種別、収納年月日等の区分別に集計が可能であり、CSV形式などのデータでダウンロードすることが可能であること。 ・決済誤り等の発生時に返金処理が容易に行えること。 ・インボイス制度に適用したレシート発行が可能なこと。
3	キャッシュレス決済端末 (POSレジ端末と一体型でも可とする)	<ul style="list-style-type: none"> ・「8 キャッシュレス決済」に示すキャッシュレス決済手段に対応すること。
4	レシートプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・現金、キャッシュレス決済にかかわらず納付者へレシートの発行が可能であること。 ・レシートには、市章、窓口の名称、手数料等の名称等の任意の文字の印字が可能であること。 ・オートカット機能を有することが望ましい。

5	自動釣銭機	<ul style="list-style-type: none"> ・No.1「POSレジ用タッチパネル対応端末」、No.2「POSレジアプリケーション」と連携し、現金決済処理ができること。 ・取り扱う釣銭用現金の自動カウント機能を備えていること。 ・設定した金種別の釣銭と売上金を分けてそれぞれ一括回収できる機能を備えていることが望ましい。 ・停電時、緊急時に手動でドロアの開閉ができること。 ・令和6年7月発行予定の新紙幣に対応可能であること。
6	キャッシュドロア	<ul style="list-style-type: none"> ・No.1「POSレジ用タッチパネル対応端末」、No.2「POSレジアプリケーション」と連動し、開く等の動きができること。 ・停電時、緊急時に手動でドロアの開閉ができること。
7	機器設置用部品及び付属品一式	<ul style="list-style-type: none"> ・No.1からNo.6までの設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。付属品にはプリンタロール紙及びキャッシュレス決済端末用ロール紙（3ヶ月（1台約5,000件）以上使用出来る個数）を含むこと。

8 キャッシュレス決済

決済方法ごとに、次に掲げるブランドには必ず対応するものとし、その他のブランドの取扱は提案によるものとする。

また、各決済手段の詳細については、次のとおりとすること。

(1) クレジットカード決済

V i s a、M a s t e r C a r d、J C B

(2) コード決済

P a y P a y、楽天ペイ、d払い、a u P A Y

(3) 電子マネー決済

W A O N、交通系電子マネー（S u i c a）、n a n a c o

9 指定納付受託者に関する業務

(1) 受託者は、キャッシュレス決済開始に合わせ、キャッシュレス決済による収納金を本市に納付するため、地方地自法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となること。なお、共同提案での応募の場合、共同提案者を指名する方法でも構わない。

(2) 令和4年度の導入予定窓口におけるキャッシュレス決済対応予定の証明書等取扱実績は別紙2のとおり。

(3) クレジットカード決済の納付方法は、納入義務者等に代わり立替払をする方法とすること。

(4) 収納金については、その全額を毎月末日を締め日として集計し、事前に明細を発行

した上で、別途締結を予定する契約書に定める期日までに本市の指定口座に振り込むこと。なお、入金日及び指定の入金口座は本業務の契約締結後に双方協議のうえ決定する。

(5) 収納金を振り込む際の振り込み手数料は、指定納付受託者が負担すること。

(6) 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続を代行すること。

10 キャッシュレス決済手数料

キャッシュレス決済に係る指定納付受託者の取扱手数料は、キャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、指定納付受託者が発行する毎月の請求書によって、支払うことを基本とする。

11 導入及び運用サポート

キャッシュレス決済の運用開始に当たり、窓口における手数料等の収納業務に支障が生じないように、次の導入サポート、保守を行うこと。

(1) 「7 調達機器等」に記載の機器セットアップ及び関連する機器との接続並びに動作確認を行うこと。

(2) 機器セットアップ、機器操作等に関して、発注者が容易に行うことが可能な分かりやすいマニュアルを提供すること。

(3) 運用開始前に、導入場所ごとに職員への機器操作研修を行うこと（集合研修でも可とする）。

(4) 常に最新の操作マニュアルや障害発生時の対応マニュアル等を提供すること（オンライン上の提供も可とする）。

(5) 機器のトラブルや操作方法等について、ヘルプサポートを行うこと。

(6) 上記のほかの運用サポートについては、企画提案書にて提案を行うこと。

12 その他

(1) 本業務で調達する機器等は、新品とすること。

(2) 運用開始後の決済方法、決済ブランドの追加等について、対応可能な仕組みを有すること。

(3) 上記5に規定する導入場所において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのブランドのアクセプタンスマークを受注者の負担により掲示すること。

(4) 導入スケジュール、各種設定内容、設置場所、機器操作説明の内容等については、発注者と協議の上決定すること。

(5) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、業務の内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合に

についてはこの限りではない。

- (5) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議のうえ、対応方法を決定する。

13 機密保持

- (1) 本契約において知り得た機密情報は、業務が完了した後も、決して他に漏らしてはならない。
- (2) 本契約の従事者に対し、本契約に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、機密情報の違法な利用及び提供に対しては法令等に基づく罰則が適用されること、その他機密情報の取扱いに関して必要な事項を周知し、機密情報の適正な取扱いを徹底するように指導すること。